

議案第64号

読谷村手数料徴収条例の一部を改正する条例

読谷村手数料徴収条例（平成12年読谷村条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（多機能端末機による交付の利用促進に係る手数料の特例）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

7 別表に規定する手数料のうち、次に掲げる手数料については、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回路で接続された端末機で、当該端末機の操作により、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による交付に限り、令和7年4月1日から令和8年9月30日までの間、1件当たり200円とする。

- (1) 住民票の写しの交付手数料
- (2) 住民票の記載事項証明手数料
- (3) 印鑑登録証明手数料
- (4) 諸税及び公課に関する証明手数料のうち、所得証明書及び課税証明書の交付に係る手数料

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實